

中原区薬剤師会会則

(平成27年5月改定)

- 第1条 本会は中原区薬剤師会と称する。
- 第2条 本会は公衆の厚生福祉に寄与し、薬業界の進歩発達及び会員相互の親睦と向上を図るを目的とする。
- 第3条 本会の事務所を川崎市中原区小杉町2-288-4に置く。
- 第4条 本会の会員は中原区内の薬局、医薬品販売業者または区内在住の薬剤師とする。
- 第5条 本会の会員は神奈川県薬剤師会、川崎市薬剤師会に加入するものとする。
- 第6条 本会の会員は下記の義務を負う。
1. 第2条の本会の目的を厳守し、会の行事に参加すること。
 2. 本会の組織を維持発展させる為、会に対して寄与すること。
 3. 会に対して迷惑行為を行わないこと。
- 第7条 会員が下記に該当するときは理事会3分の2以上の賛成の議決を経て除名することができる。
1. 会費を滞納し、その催告を受けた後、6ヶ月以上これを支払わなかった時。
 2. 本会の目的を妨げんとする行為があった時。
 3. 犯罪その他本会の利益を害する行為があった時。
- 第8条 会員は氏名、住所、業務の変更があった時は遅滞なく本会に届けなければならない。
- 第9条 本会の活動、運営に関し、特に功労があった場合は表彰する事ができる。
- 第10条 本会は下記の役員を置く。
- | | |
|-----|-----|
| 会 長 | 1名 |
| 副会長 | 若干名 |
| 理 事 | 若干名 |
| 会 計 | 1名 |
| 監 事 | 2名 |

第11条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

1. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は代理し会務を掌る。
2. 理事は理事会を構成し、会務の執行を決定する。
3. 会計は経理を掌る。

第12条 相談役を置くことができる。

第13条 監事は本会の会計を監査し、総会に報告しなければならない。

第14条 会長、監事及び川崎市薬剤師会理事は総会において選出する。副会長、理事、会計は会長指名とする。

第15条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

第16条 会議を分ちて総会、理事会、正副会長会とする。

第17条 総会は通常総会、臨時総会とする。

1. 総会の議長は、総会において出席した正会員の中から選出する。
2. 総会は会員の過半数により成立し、議決は出席会員の過半数により決する。

第18条 理事会は必要に応じて会長が召集する。

第19条 本会の入会金は50,000円とする。また、本会の会費は毎月3,000円とする。

第20条 本会の経理は入会金、会費その他の収入により之に充てる。

第21条 会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第22条 本会に入会を希望する者は、会則第6条を深く理解しこれを厳守するものでなければならない。